

参考資料

新暫定許容値に適合した飼養管理に向けた県内H23年産牧草（2番草等）の評価

※1 H23年産牧草のモニタリング調査結果

H23年産牧草は、全ての地域で新暫定許容値（100Bq/kg）以下であり、国の方針によると全域が流通・利用が可能地域

最後に実施した牧草モニタリング調査の日から1か月前までの間に実施した全ての牧草モニタリング調査の結果を平均した値

	放射性セシウム濃度
県北地域	25Bq/kg
県央・鹿行地域	69Bq/kg
県南・県西地域	10Bq/kg

適

※2 県内の放射性物質による汚染の程度

畜産物検査、文科省が実施した航空機モニタリング検査等の結果を踏まえ、収穫したH23年産牧草が新暫定許容値をうわまわると予想される地域については、国の方針では、詳細なデータを調査・把握し、汚染の程度を考慮して流通・利用の適否を判断。

(1) 畜産物の検査

①原乳の検査

県西CSでは7月以降（20回検査）、断続的に低濃度の放射性セシウム検出（7回）

②牛肉の全頭検査

- 放射性セシウムが検出された農家

	戸数	頭数
50Bq/kg超過	14	39
100Bq/kg超過	6	11

- 全頭検査で50Bq/kgを超過した牛が飼養されていた市町村

- [県北] 大子町
- [県央・鹿行] 城里町, 水戸市, 茨城町
- [県南・県西] つくばみらい市, 守谷市

- 100Bq/kg超過した農家の追跡調査

市町村	経営	牛肉中の放射性セシウム濃度	2番草		3番草	
			80%換算	現物	80%換算	現物
つくばみらい市	酪農	54~130Bq/kg	62Bq/kg	246Bq/kg	—	—
つくばみらい市	酪農	62~112Bq/kg	47Bq/kg	154Bq/kg	—	—
守谷市	乳肉複合	118~135Bq/kg	585Bq/kg	1,847Bq/kg	270Bq/kg	952Bq/kg
水戸市	肉牛	88~136Bq/kg	—	2,030Bq/kg	—	73Bq/kg

- 新暫定許容値以内の牧草を給与した場合でも、牛肉中の放射性物質濃度は、牧草の放射性物質濃度と給与量に関係しているため、新暫定許容値以内の牧草を給与した場合でも、新基準値を超える可能性

[例] 水分換算 62Bq/kg（現物 246Bq/kg）の牧草を牛に12kg給与した場合

$$246 \text{ Bq/kg} \times 12 \text{ kg/日} \times (3.8 \times 0.01 \text{ 日/kg}) = 112.18 \div 113 \text{ Bq/kg}$$

(2) 2番草のモニタリング調査結果

- ・ H23年産2番草を利用するため、9地点において延べ26回の検査を実施。
- ・ うち、21回(81%)は新暫定許容値の1/2(50Bq/kg)を上回っている。

※新暫定許容値1/2(50Bq/kg)：安定的に新暫定許容値を下回るための目安

地域	調査地点	国通知に基づく地域の値	2番草解除のための調査			
			最小値	中間値	最大値	平均値
県北	常陸太田市	25Bq/kg	178Bq/kg	204Bq/kg	220Bq/kg	201Bq/kg
	大子町		18Bq/kg	45Bq/kg	50Bq/kg	38Bq/kg
	常陸大宮市		58Bq/kg	103Bq/kg	240Bq/kg	134Bq/kg
県央・鹿行	城里町	69Bq/kg	99Bq/kg	139Bq/kg	145Bq/kg	128Bq/kg
	鉾田町		92Bq/kg	105Bq/kg	126Bq/kg	108Bq/kg
	石岡市		82Bq/kg	149Bq/kg	210Bq/kg	147Bq/kg
県南・県西	阿見町	10Bq/kg	79Bq/kg	—	131Bq/kg	105Bq/kg
	守谷市		53Bq/kg	69Bq/kg	132Bq/kg	85Bq/kg
	境町		ND	—	13Bq/kg	4Bq/kg

(3) 文科省が実施した航空機モニタリング

- ・ 除染実施市町村(汚染状況重点調査地域)

[県北] 北茨城市, 高萩市, 日立市, 常陸太田市

[県央・鹿行] 東海村, ひたちなか市, 鉾田市, 鹿嶋市, 稲敷市, 美浦村

[県南・県西] 土浦市, 阿見町, 牛久市, 龍ヶ崎市, 利根町, つくば市, つくばみらい市, 取手市, 守谷市, 常総市

- ・ 航空機モニタリングで市町村の全域が0.1 μ Sv/hr未満の市町村

[県北] 常陸大宮市

[県央・鹿行] 城里町, 那珂市

[県南・県西] 筑西市, 下妻市, 八千代町, 結城市, 古河市, 坂東市, 境町, 五霞町

【評価】(1)～(3)結果等から県内の2番草等を評価すると

- ・ H23年産に収穫した2番草等は、新暫定許容値を超過する可能性
- ・ 新暫定許容値を下回る2番草等であっても、追跡調査の結果、給与量が多い場合は新基準値を超える可能性

〈H23年産牧草の作付け状況〉

	市町村	農家数
牧草作付農家	27	96

※ 1番草の廃棄処理を行う際に調査

※※ 2番草以降の牧草を利用している農家は、この半数程度と想定(調査中)

H23年産の2番草以降の牧草の流通・利用の自粛を県独自に要請

(利用しない場合)

H23 年産の 2 番草以降の牧草を利用する場合は、
県が行う放射性物質検査で安全性を確認

H23 年産の 2 番草を利用する場合は、
自主検査結果を考慮した飼料設計による
適正な飼養管理の徹底指導

(超過した場合)

損害賠償請求

※4 H24年産永年生牧草の調査区域の設定

- ア 新暫定許容値 (100Bq/kg) < H23 年産牧草のモニタリング調査結果
→ 原則として旧市町村毎
- イ 新暫定許容値 1/2 (50Bq/kg) > H23 年産牧草のモニタリング調査結果
→ 調査を行わないことができる
- ウ ア及びイ以外の地域
→ 3 か所以上に区分して、調査地域を設定
- エ H24 年産牧草が新暫定許容値 (100Bq/kg) を超えることが明らか
→ 流通・利用を自粛した上で、調査を実施しない

※5 「春わら」の放射性セシウムについてのリスク

- ・ほ場に長時間置かれた稲わらについては、土壌等から放射性物質が移行する可能性が否定できない。
- ・H23 年産本県産稲は、8 月初旬～10 月下旬までには、収穫を終えている
- ・念のため、12 月以降収集した稲わらについては、流通・利用の自粛を行うことなく、個別検査を実施し、安全性を確認